

関係自治体意見

1 広島県からの意見

準備書で検討された環境保全のための措置を適切に実施し、事業による環境影響を回避又は低減すること。事業開始後は、事後調査計画で定めた項目の調査を適切に実施し、事業による環境影響を監視すること。環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、環境影響を低減するための対応方針を実施すること。

2 府中町からの意見

なし